

# 静岡県の労働相談窓口のご案内

～解雇、賃金不払いなどで悩んでいませんか～

◇労働問題の相談は、最寄りの県民生活センターへ

静岡県では、県下4か所の県民生活センター等で労働相談窓口を設け、専門の相談員等が労働に関する問題について幅広く相談に応じています。  
— お気軽にご相談ください。 —

相談窓口		受付時間等
賀茂県民相談室	東部県民生活センター	・窓口受付時間：9:00～12:00 及び13:00～16:00 土、日、国民の祝日等休日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです。
中部県民生活センター	西部県民生活センター	

※相談窓口の所在地につきましては、裏面地図をご参照ください。

## ☆相談内容

労働条件に関すること	解雇、賃金、退職金、労働時間、不当労働行為など
雇用に関すること	定年制、退職強要、配置転換など
勤労者福祉に関すること	労働保険、共済制度、福利厚生など
労働組合に関すること	労働組合の結成、活動、労働協約など
その他	職業能力開発、職場の人間関係など

## ☆面接相談

県内4箇所の相談窓口で、社会保険労務士の資格を持った専門の労働相談員等が相談に応じます。(賀茂は担当職員が相談に応じます。)

相談を円滑に行うため、相談に関係する書類があればお持ちください。

## ☆電話相談

(賀茂) 0558-24-2206、(東部) 055-951-9144、(中部) 054-286-3208、(西部) 053-452-0144の最寄りのセンター(相談室)で受付けています。

通話料着信者払いサービス サンキューロード 0120-9-39610 もあります。

※(携帯電話、IP電話等からはフリーアクセスの電話が利用できません)

☆その他 メール労働相談、弁護士労働相談(賀茂県民相談室を除く)、個別的労使紛争のあっせんも行っております。

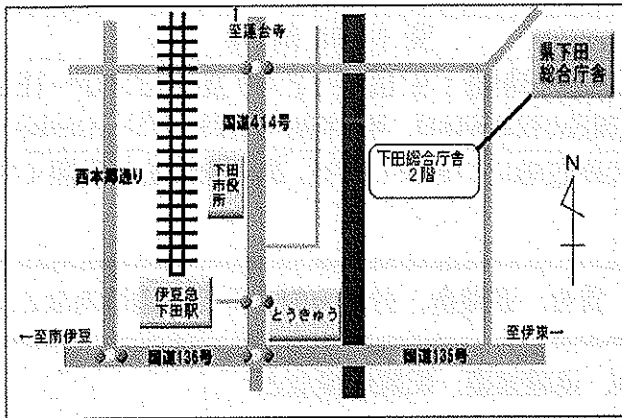
問合せ先

静岡県経済産業部就業支援局労働政策課 (〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6)

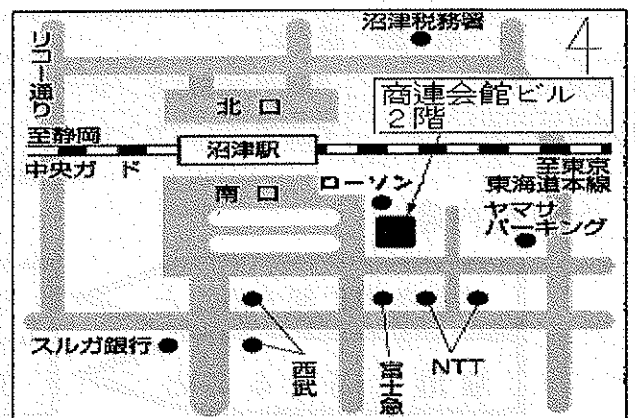
電話 054-221-2817 ファックス 054-271-1979 ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/index.html>

# 相 談 窓 口

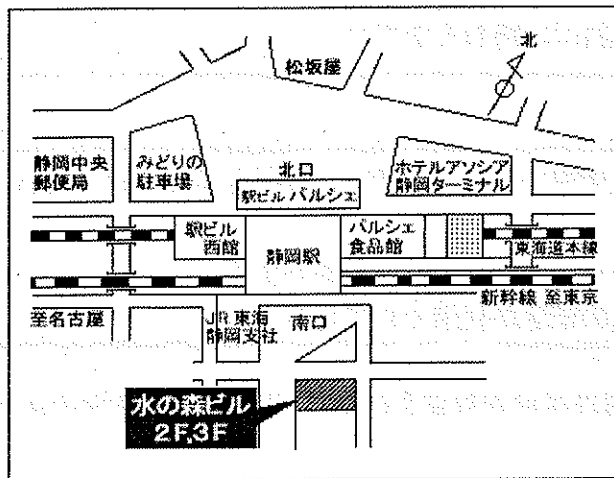
**賀茂** 〒415-0016  
 県民相談室 下田市中 531-1  
 下田総合庁舎 2階  
 0558-24-2206  
 ※伊豆急下田駅から、徒歩約20分



**東部** 〒410-0801  
 県民生活センター 沼津市大手町 1-1-3  
 沼津商連会館ビル 2階  
 055-951-9144  
 ※JR沼津駅南口から徒歩約1分



**中部** 〒422-8067  
 県民生活センター 静岡市駿河区南町 14-1  
 水の森ビル 3階  
 054-286-3208  
 ※JR静岡駅南口から徒歩約1分



**西部** 〒430-0929  
 県民生活センター 浜松市中区中央 1-12-1  
 浜松総合庁舎 3階  
 053-452-0144  
 ※JR浜松駅北口から徒歩約15分

